

令和5年度府中市集団指導資料

総合事業編

(高齢者支援課)

【目次】

- 1 指定更新について
- 2 総合事業の課題
- 3 総合事業が目指す姿
- 4 対策(1)～(3)
- 5 一般介護予防事業等

1 指定更新について

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定有効期限を迎える事業所で指定更新を希望する場合、指定更新手続きが必要になります。

提出書類：市役所ホームページに掲載

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/hoken/sogojigyo/siteikousinn.html>

提出期限：**指定有効期限満了日の前々月末**

例) 指定有効期限令和5年3月31日 令和5年1月31日提出締切

【注記】

- (1) 提出期限の概ね2か月前頃に該当事業所へ更新案内通知を郵送またはメールにてお送り予定ですが、各事業所においても指定有効期限の確認をし、更新忘れの無いようお願いします。
- (2) 従前相当(国基準サービス)と緩和型(市基準サービス)において指定有効期限が異なる場合、期限の遅い方の指定更新を早めることにより一括で更新手続きを行えます。
- (3) 指定更新時に過去分の変更届出の未提出が判明することが無いよう、変更届出は変更のあった都度、都への提出とは別に総合事業分については高齢者支援課へご提出してください。

2 総合事業の課題

府中市の総合事業の課題として、次の3つがあげられます。

介護保健事業の問題；75歳以上の人口増加、介護人材不足

お守り認定；「要支援1，2」の認定者のサービス利用率 60%

地域支援事業交付金の上限超過問題

; 国が定める総合事業における事業費の上限額(75歳以上の人口等により設定)以上の費用がかかっている。

超過分を個別協議し、今は例外的に交付を受けられている。

しかし、いつまで受けられるかはわからない。

3 総合事業が目指す姿

令和4年度、都モデル事業を受けて課題が明確となり、めざす姿が見えました。具体的には次の3つがあります。

- ・市、利用者、支援者の自立支援における共通理解の難しさがあるため、規範的統合を図ります。
- ・高齢者の自立支援に繋げる体制を築くため、関係課の窓口対応を統一します。
- ・他事業との連携(フォーマル、インフォーマル)の充実を図ります。

【介護予防・総合事業におけるスローガン】「長いきいき生活」

～誰もが「長生きをしたい」「いきいきと生活したい」と願うものです。健康寿命を延ばせる街にします。

【介護保険の理念 = 「高齢者の自立支援」】

過度なサービス利用は、利用者の力や可能性を奪うことになりかねません。高齢者の自立に向けた働きかけを利用者に行うことが大切です。

他人に介護をしてもらうことは、利用者にとって楽なことですが、その分、今までできていたことが減ってしまう可能性もあります。「できることを増やす」

のみならず、「今までできている能力を落とさない」ことも重要と考えます。

4 対策(1)～(3)

対策(1) 窓口対応の統一

「支援が必要な方をすばやくつなげる体制」を作ります。

フレイルのリスクがある方は、認定調査を受けなくても、基本チェックリストで対象になれば、総合事業のサービスを利用して、すみやかに元の暮らしに戻れる支援につながります。

令和5年度版 府中市 介護保険ガイド&おとしよりのふくしに詳細が掲載されています。

【最大の課題】窓口はいまのままでいいのか？

サービス利用ありきの案内をしている窓口でいいのでしょうか。これでは過度なサービス利用は増え続け、問題の解決に至りません。そこで、ご本人の困りごとを聞き、解決方法を一緒に考えることで目的の達成と事業の効率化を図ります。

対策(2) 短期集中予防サービス事業(サービスC)の実施

(1) 目的 要支援者等のセルフケアの習慣化や社会参加の促進を図る事で自立を支援します。

(2) 事業概要

開始時期 令和5年7月

対象者 要支援1・2、事業対象者

・介護保険サービスを利用していない新規認定者

- ・介護保険サービスを利用している要支援者
 - ・相談業務等から把握し、基本チェックリストで事業対象者となった方
- サービス内容 主にリハビリ専門職のコーチングに特化したサービス
- ・必要な方は送迎相談。食事・入浴なし。
 - ・リハビリ専門職と地域包括支援センター(プラン担当職員)の同行訪問アセスメント(家庭訪問)
 - ・サービス利用後に地域ケア会議

対策(3) 自立支援ケア会議

(1) 目的

- ・事例を通じて自立支援型ケアマネジメントの理解を深める。
- ・多職種の視点による重症化防止、専門性の向上と他の職種への技術移転。
- ・よくある事例から、受け持ちの事例の共通項をみつけ役立てる。

(2) 出席者

地域包括支援センター(プラン担当職員)、通所事業所、同行訪問リハ職、生活支援コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院S M Wなど

(3) 開催方法 会場、WEB

(4) 開催時期 奇数月第4金曜日

(5) 運営方法

包括支援センターより、介護予防ケアマネジメントの事例を提出し、多職種で実現可能ないきいきとした生活に向けて、なぜ今の状態になったのか？

どんな暮らしを目指すのか？ 解決すべきことは何か？を考え、この事例から学ぶ機会。事例を積み重ねることで、府中市が目指す「長生きいき生活」支援の共通認識を図る。

5 一般介護予防事業等

介護保険サービスだけでなく、地域活動につながる一般介護予防事業も活用しながら、自分らしい生活を送れる支援をお願いします。

地域の介護予防事業 詳細は地域包括支援センターへ



市HP 包括事業

地域交流ひろば

ふちゅう元気アップ体操と同じ会場において、ふちゅう元気アップ体操で学んだ体操を音源に合わせて参加者同士で気軽に行う体操。(無料)

介護予防講座

文化センター等において、介護予防のための体操や、介護予防に関する知識を学ぶための講座。(無料(実費徴収の場合あり))

ほっとサロン

文化センター等において、閉じこもりがちな方などを対象にレクリエーション等を行うサロン。(月額500円)

フレイル予防講習会

フレイルを予防するために必要な運動と社会参加の方法、栄養・口腔機能について学ぶことが出来る教室全4回とフォローアップ2回の講習会。(500円(全6回))

介護予防推進センターの介護予防事業

市HP センター事業



3か月教室

マシントレーニングや栄養口腔、有酸素運動、コグニサイズなど、介護予防に効果のある各種教室を開催。

毎日体操

ふちゅう体操等の映像に合わせて自身で体操を行う(無料)

施設利用(有料)

マシンを使用した教室を修了した方を対象に、ご自身でマシントレーニングを行うマシン継続トレーニングが利用できます。

このほか介護予防推進センターでは多種多様な介護予防事業を行っています。